

十勝岳の噴火警戒レベルを 3 へ引上げ

本日（12 日）09 時 30 分に十勝岳の噴火警戒レベルを 3（入山規制）に引き上げました。

概要や警戒事項等を別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 安藤、飯野
電話 03-3434-9119

十勝岳の噴火警戒レベルを3へ引き上げ

情報発表時刻 (発表官署)	令和8年9月12日09時30分 (札幌管区気象台)
情報種別	噴火警報(火口周辺)
噴火警戒レベル	2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引き上げ
火山活動の状況	十勝岳では、熱活動が高まった状態が続く中で、8月17日以降、山体付近を震源とする振幅の大きな火山性地震が増加しています。

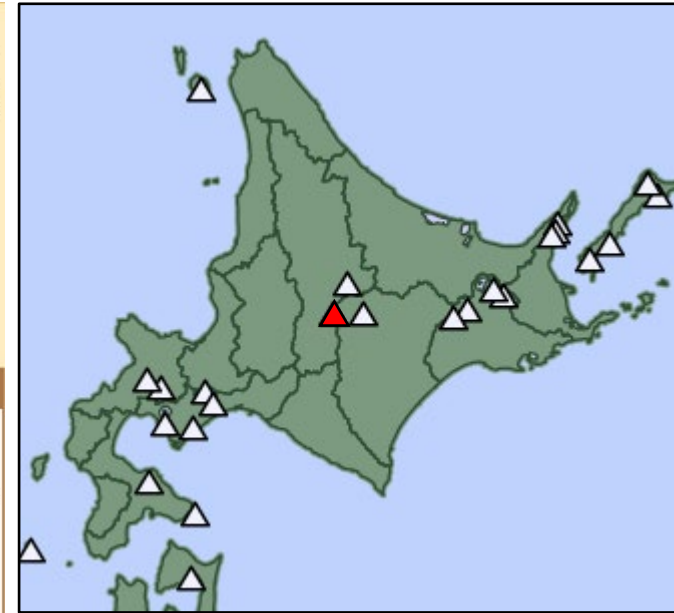
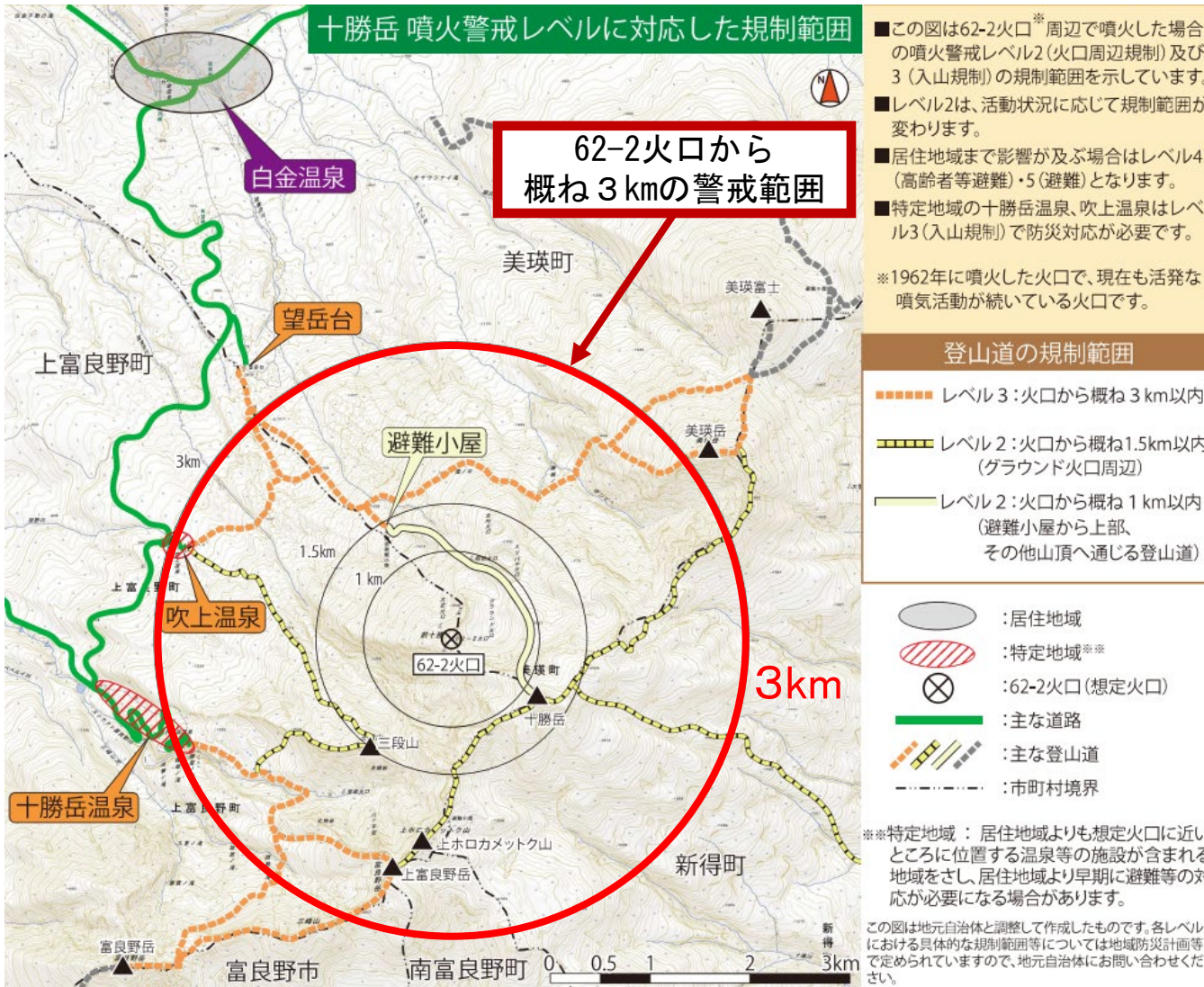
防災上の警戒事項

- 62-2火口から概ね3kmの範囲では、噴火に伴い弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。
- 地元自治体などの指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。
- 風下側では火山灰や小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

十勝岳の位置および警戒範囲

十勝岳 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲および防災対応

火山の位置



十勝岳(とかちだけ)
Tokachidake

北緯43° 25' 04"
東経142° 41' 11"
標高2,077m
(十勝岳)(標高点)

十勝岳の活動状況

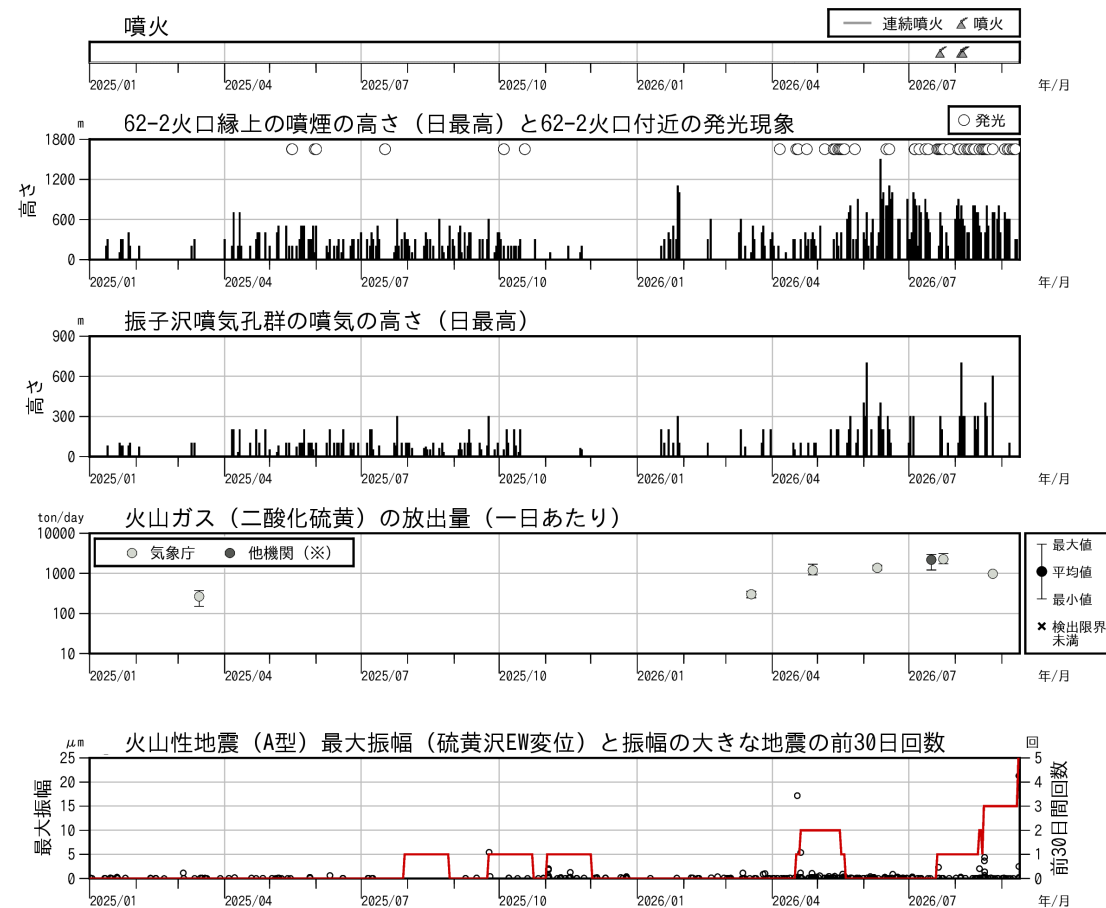
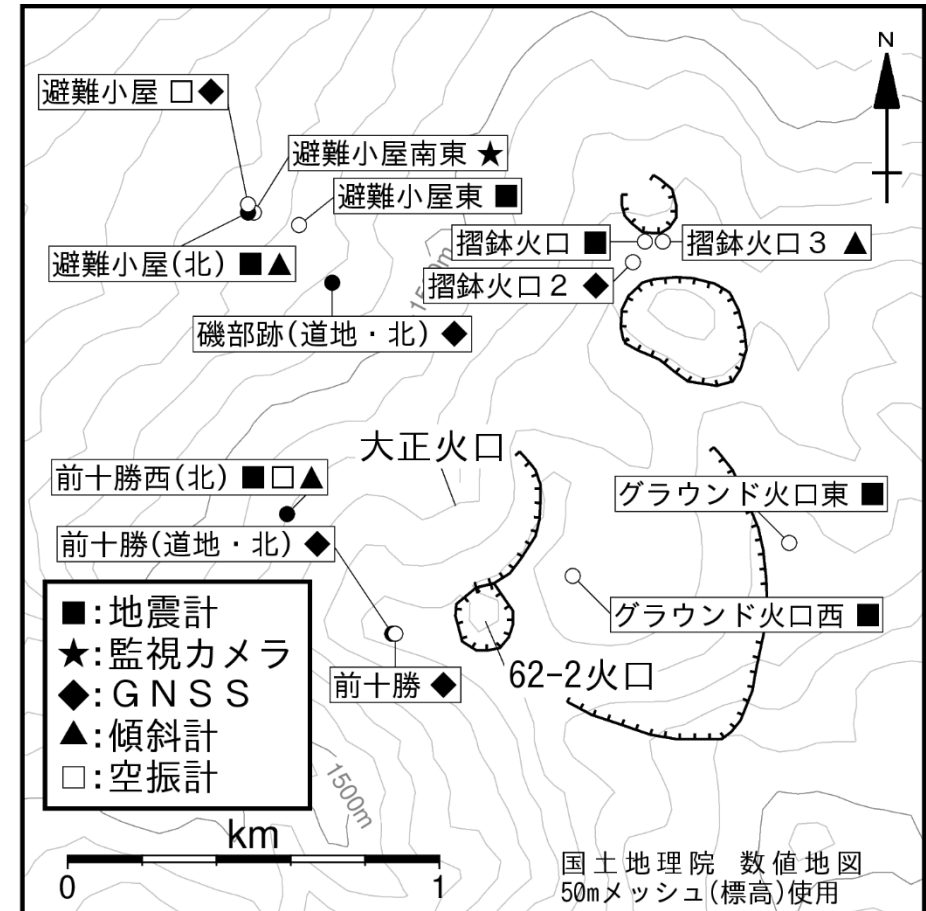
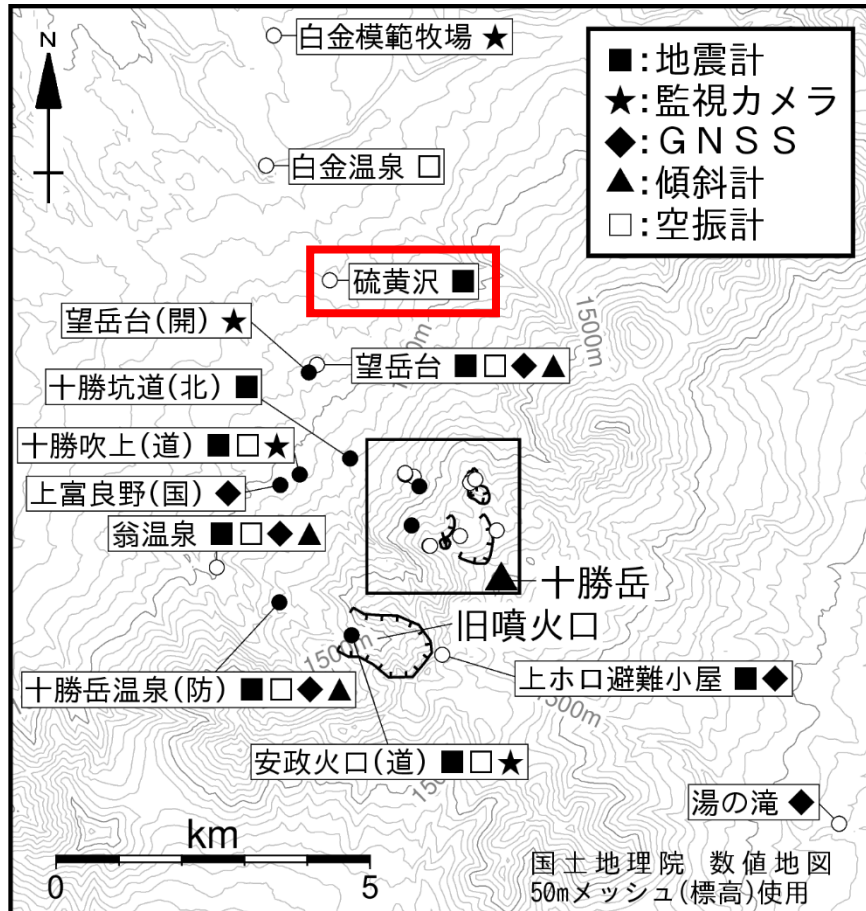


図 十勝岳 火山活動経過図(2025年1月1日 ～ 2026年9月12日)

- 62-2 火口及び振子沢噴気孔群付近では、熱活動の高まりが認められています。
- 2026年4月以降は火山ガス(二酸化硫黄)放出量が増加しています。
- 2026年8月17日以降、山体付近を震源とする振幅の大きな火山性地震が増加しています。

十勝岳の観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は他機関の観測点位置を示しています。

(開):国土交通省北海道開発局、(国):国土地理院、(北):北海道大学、(防):国立研究開発法人防災科学技術研究所、(道):北海道、(道地):地方独立行政法人北海道立総合研究気候エネルギー・環境・地質研究所

発表した情報などについて

○発表した情報

- ・ 噴火警報・噴火速報の発表状況

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano>

- ・ 降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>

- ・ 火山に関する情報の発表状況

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php>

○情報の解説

- ・ 噴火警戒レベルの判定基準

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

- ・ 火山別に設定された噴火警戒レベルの解説
(リーフレット)

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html>

- ・ 噴火警報・予報の説明

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html>

- ・ 噴火警戒レベルの説明

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html

- ・ 火山に関する情報や資料の解説

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/vol_know.html

○火山災害から身を守るには

- ・ 火山登山者向けの情報提供ページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html



- ・ 火山災害から命を守るために
(内閣府 防災情報のページ)

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

- ・ 気象庁防災情報X(旧Twitter)

https://x.com/JMA_bousai



十勝岳の噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	【居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生】 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生 【居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が切迫】 噴火が発生し、噴煙の高さが4,000mを超え、さらに上昇レベル3以上の状態で、噴煙の状況が確認できない中、明瞭な連続空振や振幅の大きな火山性微動が観測された場合	発生した現象の影響範囲と火山活動の推移を評価した上で、警戒範囲の縮小や適切なレベルへの引下げを行う。
4	【居住地域に被害を及ぼす噴火の可能性】 積雪期に噴火警戒レベル3の判定基準を満たした場合	噴火警戒レベル3の判定基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月経過した段階でレベル2以下へ引き下げる。
3	【火口から概ね3kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散 噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上1,000m程度を超える 【火口から概ね3kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】 噴煙・噴気の高さの増大や火口温度の明瞭な上昇、またはそのいずれかの高い状態が認められている中で以下の現象を観測 ・硫黄沢観測点で最大振幅2 μ m以上の火山性地震が増加(30日積算で5回以上) ・硫黄沢観測点で最大振幅2 μ m以上の火山性地震が発生している中で地殻変動を観測	左記の基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月経過した段階でレベル2以下へ引き下げる。
2	【火口から概ね1.5kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散 噴火が発生し、高さ火口縁上1,000m程度の噴煙を観測 【火口から概ね1.5kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】 噴煙・噴気の高さの増大や火口温度の明瞭な上昇、またはそのいずれかの高い状態が認められている中で以下の現象を観測 ・火口直下で火山性地震が150回/24時間を超える ・火口直下で火山性地震が増加する中で山体浅部の膨張を示す地殻変動を観測 避難小屋東観測点で最大振幅1 μ m以上かつ10分以上継続する火山性微動を観測	左記の基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月経過した段階でレベル1に引き下げる。

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合には、それらを加味した火山活動の評価を行い、上記判定基準によらずレベルを判断することがある。
- ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(レベルが下がるときも同様)。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。